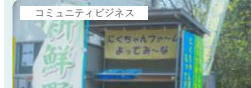


京丹後市の「新コミュ組織」(全34組織)

令和7年3月現在(組織名は変更になる場合があります)



【新コミュ組織】区を超えた広域の範囲において、地域住民及び団体により構成され、地域課題の解決及び地域運営に主体的かつ総合的に取り組む組織。(1) 複数年任期の役員や事務局の設置など持続的な体制づくり、(2) 若者や女性など多様な主体が参画できる体制づくり、(3) 地域課題の解決や生涯学習など多彩な活動、(4) 活動内容や運営状況など積極的な住民広報に取り組む。

峰山西地区地域づくり協議会  【構成する区】元町区、第1区、第2区、第3区、第4区、第5区、第11区、第12区	峰山南地区地域づくり協議会  【構成する区】第6区、第7区、第8区、第9区、第10区、第13区、第14区	峰山東地区地域づくり協議会  【構成する区】第15区、第16区、第17区、第18区	吉原地区地域づくり協議会  【構成する区】安区、西山区、小西区、菅区、新治区	五箇地区地域づくり協議会  【構成する区】二箇区、久次区、五箇区、舞留区	長岡地区地域づくり協議会  【構成する区】長岡区 東根を500世帯の区のため一つの区で地域コミュニティを形成	新山地区地域づくり協議会  【構成する区】新町区、荒山区、内記区
丹波地区地域づくり協議会  【構成する区】丹波区、矢田区、橋木区、石丸区、赤坂区	大宮町新コミ区長協議会  【構成する区】口大野区、奥大野区、下常吉区、上常吉区、谷内区、三善区、森本区、三坂区、明田区、延利区、五十河区、新宮区、久住区、周知区、河辺区、養王寺区	浅茂川・磯地区地域づくり協議会  【構成する区】港区、元町区、旭区、東大路区、大畑区、栄区、磯区	網野コミキタ会  【構成する区】水之江区、北大路第1地区、北大路第2地区、北大路第3地区、小浜区	網野連合コミュニティ  【構成する区】住吉区、上小路区、桃山区、長田区、福田区、御陵区	網野ウエストネットワーク  【構成する区】下岡区、新庄区	郷シンコミ協議会  【構成する区】高橋区、公庄区、郷区、生野内区、切畑区
島津学区新コミ協議会  【構成する区】島日区、愛宕区、大筒区、大谷区、洲川区、島津口区、神津寺区、掛津区、遊区、三津区	木津まちづくり推進室  【構成する区】加茂川区、畑田区、日和田区、中立区、温泉区、下加田区、上野区、旗野区、清野区	浜詰地域コミュニティ協議会  【構成する区】浜詰区、塩江区	間人区  【構成する区】間人区 途端な500世帯の区のため、一つの区で地域コミュニティを形成	豊栄まちづくり協議会  【構成する区】成瀬寺区、港光区、三宅区、大山区、若木区、足安区、青永区、矢畑区	竹野コミュニティ  【構成する区】竹野区、宮区、牧の谷区、願興寺区、家の谷区、鎌谷区、兼原区、北代区	うかわコミュニティ  平区、井土区、中野区、井谷区、畑区、遠下区、殿内区、稲部区、尾和区、中興区、久富区、上野区、谷内区、上山区
いやさか吉野地域づくり協議会  【構成する区】吉澤区、李野区、地区	いやさか溝谷地域づくり協議会  【構成する区】溝谷区、外村区、等家寺区	いやさか黒部地域づくり準備会  【構成する区】船木区、黒部区、小田区、国久区、井辺区	いやさか鳥取校区地域づくり協議会  【構成する区】鳥取区、木橋区、和田野区	野間連合区  【構成する区】田中区、中津区、中山区、野中区、吉野区、東見谷区、殿区、大谷区、味土野区、須川区	久美浜一区自治会  【構成する区】向町区、十楽区、仲町区、土居区、東本町区、西本町区、新町区、新橋区、栄町区	久美浜二区振興会  神谷区、河梨区、口馬地区、奥馬地区、口三谷区、奥三谷区、甲坂区、磐谷区
川上地区自治振興会  【構成する区】市野々区、有良野区、畑区、金谷区、市橋区、出角区、須田区、新庄区	海部地区自治会  【構成する区】橋爪区、西橋爪区、海士区、油池区、坂井区、友妻区、品田区、新谷区、谷区、井原区、島区	佐濃自治会  【構成する区】野々細区、奥山区、二保区、小郷区、佐野甲区、佐野乙区、佐野内区、安養寺区、野中区、郷区、円嶺寺区、坂谷区、長野区、竹蔭区、女布区、丸山区、永留区	田村地区自治振興会  【構成する区】巻分区、大井区、岡区、三原区、三分区、平田区	神野地区自治会  【構成する区】甲山区、浦明区、長柄区、神崎区、鹿野区	湊地区自治会  【構成する区】箱石区、葛野区、湊宮区、大向区、河内区、浦井区、旭区	

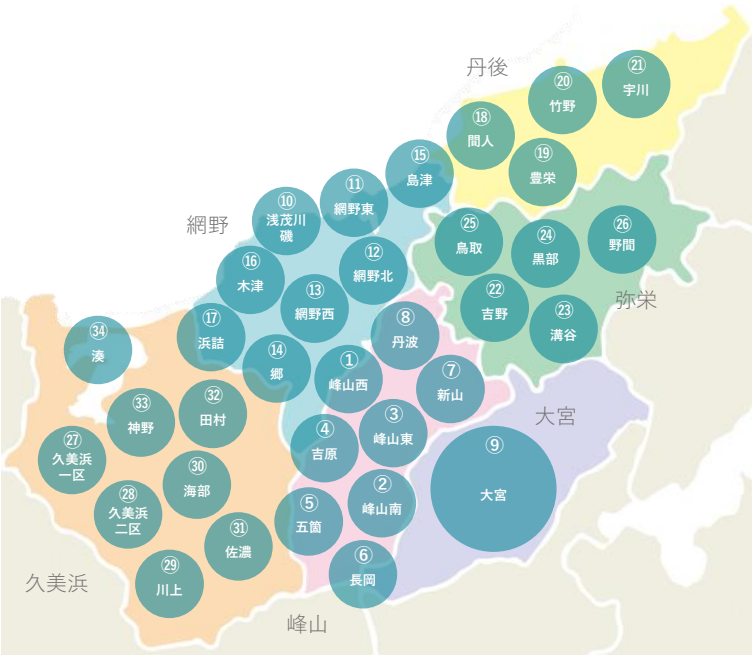
京丹後市の「新コミュ組織」(全34組織)

令和7年3月現在(組織名は変更になる場合があります)



町名	新コミュ組織(予定)	行政区数	行政区
峰山町 (8)	①峰山西地区地域づくり協議会	8	元町区、第1区、第2区、第3区、第4区、第5区、第11区、第12区
	②峰山南地区地域づくり協議会	7	第6区、第7区、第8区、第9区、第10区、第13区、第14区
	③峰山東地区地域づくり協議会	4	第15区、第16区、第17区、第18区
	④吉原地区地域づくり協議会	5	安区、西山区、小西区、菅区、新治区
	⑤五箇地区地域づくり協議会	4	二箇区、久次区、五箇区、鱒留区
	⑥長岡地区地域づくり協議会	1	長岡区
	⑦新山地区地域づくり協議会	3	新町区、荒山区、内記区
	⑧丹波地区地域づくり協議会	5	丹波区、矢田区、橋木区、石丸区、赤坂区
大宮町 (1)	⑨大宮町新コミュ長協議会	16	口大野区、奥大野区、下常吉区、上常吉区、谷内区、三重区、森本区、三坂区、明田区、延利区、五十河区、新宮区、久住区、周枳区、河辺区、善王寺区
	⑩浅茂川・磯地区地域づくり協議会	7	港区、元町区、旭区、東大路区、大昭区、栄区、磯区
	⑪網野コミキタ会	5	水之江区、北大路第1地区、北大路第2地区、北大路第3地区、小浜区
	⑫網野連合コミュニティ	6	住吉区、上小路区、桃山区、長田区、福田区、御陵区
網野町 (8)	⑬網野ウエストネットワーク	2	下岡区、新庄区
	⑭郷シンコミ協議会	5	高橋区、公庄区、郷区、生野内区、切畑区
	⑮島津学区新コミュ協議会	10	春日区、愛宕区、大橋区、大谷区、溝川区、島津口区、仲禅寺区、掛津区、遊区、三津区
	⑯木津まちづくり推進室	9	加茂川区、岡田区、日和田区、中立区、温泉区、下和田区、上野区、俵野区、溝野区
	⑰浜詰地域コミュニティ協議会	2	浜詰区、塩江区
	⑱間人区	1	間人区
	⑲豊栄まちづくり協議会	8	成願寺区、徳光区、三宅区、大山区、岩木区、是安区、吉永区、矢畑区
	⑳竹野コミュニティ	8	竹野区、宮区、牧の谷区、願興寺区、家の谷区、筆石区、乗原区、此代区
丹後町 (4)	㉑うかわコミュニティ	14	平区、井上区、中野区、井谷区、畑区、遠下区、鞍内区、袖志区、尾和区、中浜区、久僧区、上野区、谷内区、上山区
	㉒いやさか吉野地域づくり協議会	3	吉澤区、芋野区、堤区
	㉓いやさか溝谷地域づくり協議会	3	溝谷区、外村区、等楽寺区
	㉔いやさか黒部地域づくり準備会	5	船木区、黒部区、小田区、国久区、井辺区
弥栄町 (5)	㉕いやさか鳥取校区地域づくり協議会	3	鳥取区、木橋区、和田野区
	㉖野間連合区	10	田中区、中津区、中山区、野中区、吉野区、来見谷区、霰区、大谷区、味土野区、須川区
	㉗久美浜一区自治会	9	向町区、十楽区、仲町区、土居区、東本町区、西本町区、新町区、新橋区、栄町区
	㉘久美浜二区振興会	8	神谷区、河梨区、口馬地区、奥馬地区、口三谷区、奥三谷区、甲坂区、栃谷区
久美浜町 (8)	㉙川上地区自治振興会	8	市野々区、布袋野区、畑区、金谷区、市場区、出角区、須田区、新庄区
	㉚海部地区自治会	11	橋爪区、西橋爪区、海士区、油池区、坂井区、友重区、品田区、新谷区、谷区、芦原区、島区
	㉛佐濃自治会	17	尉ヶ畑区、奥山区、二俣区、小桑区、佐野甲区、佐野乙区、佐野丙区、安養寺区、野中区、郷区、円頓寺区、坂谷区、長野区、竹藤区、女布区、丸山区、永留区
	㉜田村地区自治振興会	6	壹分區、大井区、関区、三原区、三分区、平田区
	㉝神野地区自治会	5	甲山区、浦明区、長柄区、神崎区、鹿野区
	㉞湊地区自治会	7	箱石区、葛野区、湊宮区、大向区、河内区、蒲井区、旭区

34の新コミュ組織と活動エリア(イメージ)



【新コミュ組織】区を超えた広域の範囲[※]において、地域住民及び団体により構成され、地域課題の解決及び地域運営に主体的かつ総合的に取り組む組織で、市長の認定を受けた地域コミュニティ組織を「新コミュ組織」という。

京丹後市地域コミュニティ組織の認定に関する要領(抜粋)
(認定の要件)
第4条 市長の認定を受ける地域コミュニティ組織は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
(1) 複数年任期の役員や事務局の設置など持続的な体制づくりに取り組む組織
(2) 若者や女性など多様な主体が参画できる体制づくりに取り組む組織
(3) 地域課題の解決や生涯学習など多彩な活動に取り組む組織
(4) 活動内容や運営状況など積極的な住民広報に取り組む組織
(5) 地域コミュニティ組織を構成する範囲が、他の地域コミュニティ組織の範囲と重複しないこと。

※ 概ね500世帯の区は一つの区で地域コミュニティ組織を形成することができる。